

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担について

(薬局向け)

埼玉県保健医療部感染症対策課

都道府県が実施する宿泊療養・自宅療養の対象になった軽症者等に係る療養期間中の新型コロナウイルス感染症に関する医療は、医療保険からの給付に加え、自己負担部分が公費負担されます。令和4年9月16日(金)より、ラゲブリオの一般流通が開始されますので、公費手続きについて、改めて確認をお願いいたします。

《給付対象》両方の要件を満たす場合に限る

- 1 宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る医療(新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても当然に実施されたであろう医療は公費対象となりません。)

- 公費給付対象となる医療について、令和2年5月診療分以降は、原則として、薬局は窓口で患者から自己負担部分は徴収せず、薬局が審査支払機関を通じて都道府県へ公費を請求することとなっております。ラゲブリオの一般流通が開始されますと、ラゲブリオが処方された際、数万円の自己負担額が発生しますが、公費適用となりますので、薬局が患者から徴収する必要はありません。
- 公費を使用するために、薬局が必要な手続きはありません。また、支払機関を通じて医療費の補助を行う場合、患者が必要な手続きはありません。
- 新型コロナウイルス感染症に係る調剤報酬上の主な臨時的な取扱いについては、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)や(その69)他をご確認ください。
- 医療機関の関係は、埼玉県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担について」

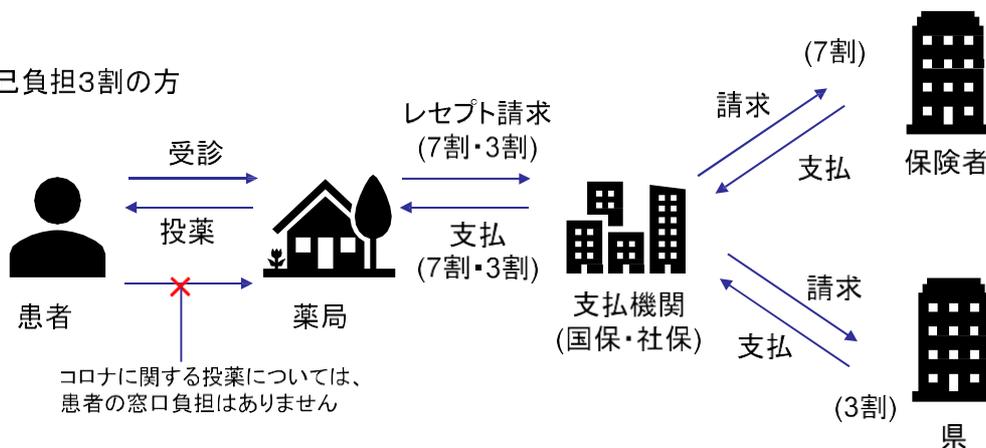
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/pubexp.html>

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担について

(薬局向け)

埼玉県保健医療部感染症対策課

例: 自己負担3割の方



《公費負担者番号 8ケタ(保険薬局の所在地の番号を使用)》埼玉県共通「**28110609**」
《公費負担医療受給者番号 7ケタ》全国共通:「**9999996**」

(埼玉県薬剤師会追記)

埼玉県外の医療機関から発行される処方箋には、発行元所在地の公費負担者番号が記載されています。埼玉県内の保険薬局が請求をする際には、埼玉県の公費負担者番号に変えて請求する必要があります。